_	\circ	係)	\bigcirc
抄	行政王		行政王
第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
一条関係)	おける		おける
	特定の		特定の
	個人	:	個人、
:	を識別	:	を識別
	するた		するた
:	ための		ための
	番号の		番号の
	利用笑		利用笑
	ずに関い	:	ずに関
	する法		する法
:	律施行	:	律施行
	行令の	•	_
:	一部を	:	半成二
	改正さ		十六年
	っる 政へ		-政令第
	令 (令		第百五
	和二年		十五号
	政令等		(平成二十六年政令第百五十五号) (抄)
	部を改正する政令(令和二年政令第二百四十九号		
:	四十九九	:	(第一条関
: 12	号)	: 1	関

(傍線の部分は改正部分)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)(抄)(第一条関係)

改正案	現行
第三条(略)(請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定)	項の規定による個人番号の指定の請求を個人番号に代わる個人番号の指定)
	務省令で定める事項を記載した請求書(以下この条におして不正に用いられるおそれがあると認められる理由そようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が
	い。(以下「住所地市町村長」という。)に提出しなければな(以下「住所地市町村長」という。)に提出しなければな民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)人番号指定請求書」という。)を、その者が記録されてい
2~6 (略)	ごうれてするよう。番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。法第十六条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による
	を求めることができる。出を受けたときは、同項の理由を疎明するに足りる
	5、155〜夏)見ざし、、発達しけ、、丘を肩にを受けた場合において、同項の理由があると認める地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請
	番号の生成を求めるものとする。従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とす
	号を指定しようとにおいて、住所地
	第一項の規定による個人番号指定請求書の提出は、総務省ドの返納を求めるものとする。 受けている者であるときは、その者に対し、当該個人番号

7 いる て代 第 理人を通じ + 条 第 た 項 個 \mathcal{O} 規 人 番 定 号 は、 指 定 住 請 所 求 地 書 市 の町 提 村 出を受ける場合.長が前項の規定 にに つよ

準 十用する。

第 十 個 人 番 法第十六条の提供を可 \mathcal{O} 政 け 令 る で 場 定める措 合 \mathcal{O} 本 人 置 確 は 認 0 個 人番 号 0

ず るも う者 から次に掲 のとして主務 げる書類 省 令 で定め 0 提 いる措置 示を受けることその他 とする。

民 基本台帳法 第 証 十二条第 明 書であって、 れたもの氏名、出生の伝統定する住民で

年月の

日 写

` L

男 又

これ

提 に供を

のの個 住 女は 前 の住 号に 別民票 識 示 (以下この条) 別、住所及び民票記載事項 その を行う者 同 別事項」とい 掲 一の者 げる書 他 の当 び項 が 当 該 類 個 う。 該 書 に 人 次 番号 類 条 個 記 短に施された措置によって、)が記載された書類であっ [人識 第 載 五. さ が い記載された氏名が記載された 別 項及 事 · 項 に び 第 1及び出 により識 及たびも その二におした。 識別される特定のよって、当該書類であって、写該書を (の二)において、写真の二において

の類真「は

削

て

· で 定

8 で

る

لح

あ

ることを

確認

す

ることができるも

0)

と

7 いて準元 る代理: 第 + 用する。 人を通じ 条 第 た 項 個 0 人番 規 定 号指 は、 定住 請 所 求 地 書 市 の町 提 村 出 長 をが 受前 け項 る場 \mathcal{O} 規 合 定 にに

つよ

確 \mathcal{O}

第十二 ずるも 行う者 から のとして主務省 法 第十六 次に掲げる書類 条 の政 令 で定め 令 0) で 提 定 る措 示 \otimes かを受ける る措置 置 とする。 は、 ること 個 そ 人 の番 他 号 れ提 に供 準を

女は 住 住 別、 民 民 票住記 基 本台帳法第 上所及び個-記載事項証品 人番 明書 十二条第一項 に規 定 ている出る 生住 の民 年 票 月の 日 写 `` L 男 又

めるも であることを確認することができるもが当該個人識別事項により識別される当該書類に施された措置によって、当という。)が記載された書類であって住所(以下この条及び次条第三項にお でが当 と 住 前の 号に \mathcal{O} に掲げる書類に引住所及び個人 番 び次条第三項においてに記載された氏名及び出人番号が記載された氏名及び出明書であって、氏名、出 できるも て、 \mathcal{O} 写 لح 定書 真 L \mathcal{O} 類 個のの個 生 て 主務省令で定個人と同一の者の表示その他の表示を行う者の他のの

2 番号並び 条第三項に 個 類 並 は び の交付を受けようとする者に係る住民 付 びに 人番 次 市 住 条 記 す 町 民 第 載 そ びに氏名及び出 뭉 る 村 票 さ 0) \mathcal{O} 場 長 者から おい 一合に 利に れ 提 項 が た氏氏 用記 供を行う者 法 載さ 7 おけ 第 お 第 名及 + 1 個 二号 る前 れ て 七 生の年月日又は住 て び 条 人識別事 個 出 第 V か 項 る個 と . ら 次 生 人 \mathcal{O} 識 0) 規 項 項」 別 年 同 人 定 0) 本人の事 とあ 項 事 月 \mathcal{O} 規 と 第二 項 日 適 定 で票に いう。 る 用 又 に 代項 号 لح は 所 \mathcal{O} に ょ *(*) 住 中 記 は 0 ŋ **(**以 とす う 載 所 個 11 され を 前 個 て 人 下この 印 で確認することでの条及び次 は、 号に 番 番号 て 号 下 掲 同 力 あ げる書 る個 0 項 力 条 及 る 中 K ド を

3

提

供 個

を 人

受 番

け 号

るときは

その

者 者

5

次

に

掲

げ

る 理

書

類

0

提

示を受け

事務

等実施

は、 カコ

人から

個

号

 \mathcal{O}

られ なに ずるも 0 لح ļ 7 主 務 省 合で 定 め る措 置

- をの項 規 に 焼定により本-により識別され 明するも のとして主務 本人の代理人として個人される特定の個人が本人場が記載された書類であ 省令 で 定 人番号の依 、 体頼により又は、 ・ 体頼により又は、 ・ は頼によりとは、 んめるも 提供をすること 法 別 令事
- لح n に よって、 が 類 前 一の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類人に係る個人番号カード又は前項第一号に掲げる書類できるものとして主務省令で定めるもの。に別される特定の個人と同一の者であることを確認する。 号に掲げる書 であって、 当該書類ので、写真の の提示を行う者 \mathcal{O} に ,記載 表示その他 された個 の当 い が 当 人 該 識 ヨ該個人識別事項 改書類に施された 誠別事項が記載さ ず項によるこれを指置

あの のって主務省令で宝の他の本人の個人要 本人に係る個人要 で人定番 \Diamond る f でそ

個 番 号 発 及 び 交付

第 。 写 旨 その 真 (を添 務 次 伤省令で定めるよ 仏条及び附則第E 他総務省令で定 付 個 人力 た交付 番号ド 〒で定める事項を記せめるところにより、1 カの 申 兀] 条ドの ド行 請 『書を、機構に提出しなければならない)る事項を記載し、かつ、交付申請者のころにより、その交付を受けようとする(において「交付申請者」という。)は・の交付を受けようとする者(以下この 書を、

> とら ることそ な 主 務 省 令 で 定 \Diamond る 措 置

> > を

- をの項 規定により本人の代理人として個人により識別される特定の個人が本人個人識別事項が記載された書類であなければならない。 規 に 前 証 個 明するものとして主務 省合れ で定 めるも 人のの 日安依て、 の頼 \mathcal{O} 提に当 よ該 供 ばをすること より又は法令 は個人識別事
- によ 書類 号に 0 で て、 あって、 て、当該書類の提示を行らあって、写真の表示その如に掲げる書類に記載された 人と同一の **炭示を行う者が当該畑表示その他の当該書類記載された個人識別恵** 者であること 個 類 事 人に項 を識施が を確認するこ 心に でで で で で で で で で で で い た 措 置 か こ れ た 措 置

び個人識別事項が記載された書ド又は第一項第一号に掲げる書省令で定めるもの 書書 類類

第 迅 由 速な個 |総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を分で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その及び附則第四条において「交付申請者」という。)は、総務人が別則第四条において「交付申請者」という。)は、総務一条 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下この「人番号カードの交付) る事 して 経 由 交付 が 市 情 できる。 町村長」 があるときは 0) 八番号力 申請書を提出 場 合において、 ド という。 の交付 当該市町 することが当該交付 住所地市町村長以外 を経由して に 資するもの 村長 (次項 交 付 とし ただし 申 申 て 請の 者の 請 総 市 と書において 相の利便及び 中町村長を経 書を提 出

新設

所

2

と地

市

町項

村の

長場合

市い

に のお

外 申

> 町 て、

経

付

由請

申

所

村

請地 書を町

が

該

交付

請

者

 \mathcal{O}

利 村

便 長 交

及 を 付

び

迅

速 L 者

な て は

個 交

人

番 申

号カ

提 k

0) 出 長

交付に するこ 住

- 3 -

町 資 長 る 又 は住所地 0 7 市 総 町 務 村 省 長) 令 で を経 定 8 る事 由 L て、 情 が 交付 あ るときは 申請書を提出 当該 す 市

ることが できる。

4 3 外地交出を は 受 住 け 所 務 個 は 省令で 人番号 前 定 力 項 交 付:] \Diamond 0 規 F るところ 申前 を 定 住 に 請 項 者に よる交付 \mathcal{O} 所 によ 規 地 対 定 市 Ļ に 町 ŋ ょ 村 申 長 個 請 に 書 番号 送 \mathcal{O} 人 付 町 番 提 力 出 号 するも 力] を受け 1 ド を発 0) K たとき とす 所の 送 付 る

2

新 設

個で交 定 付 当 0 市付 頭 番号 申 該 市 町 申 を \Diamond る方 水ときいたときいった。 請 村請 市 町 来めて個人 ときは、交 ときは、交 方法が 者 力 村長 長 が 確 に 長 を 指 K を交付 実に が指 ょ 経 定 ŋ す 由 受領 定 る 項 号 L す 当 す 場 \mathcal{O} 力 7 順することがでする場所)に出 ることが 交付 規 該 1 所 事 定による交 ドを交付 務 申 同 項に 所 請 で 書 **`**きる。 の出頭を求めることなく、 できるものとして総 出 を 規 す 当該個 [頭し 提 定 付 提出した場合にあっては定する住所地市町村長以付申請書の提出を、住所るものとする。ただし、当該市町村の事務所への てしたときは、 務 当 省 令該は以所

3

理

 \mathcal{O}

5

- ドを交付により、 た 確 長村 申 求 住 実に受領することができるものとしてなが指定する場所)に出頭してしたとき、長が指定する場所(同項後段の場合に、請者が、同項の規定による交付申請書 とき \emptyset 所 交付 て、 地 は 市 個 人 交 することができる。 当 町 で 同項の規力 同項の規力 同項の規力 で付申請れ 該 事務所への] 者 前 ドに 出頭 を 対の を交付するもの対し、当該市町の規定による方 で求めることなく、ものとして総務省合 の町 交 は、 あの と 村付 っ提 す \mathcal{O} 申 なく、個人番号+
務省令で定める+
当該交付申請者 る。 当て出 事 を、 は、 務 書 た所 経住だ しの出 由所 市地 出を 力方者町市交頭受

法が村町付をけ

一 を 受け, とが る資 出前由住 料 当 で 頭 項 に 所 なけ 及び 該 きる。こ を 本 ょ 地 交 求 文 り 市 次に 別れ 付 めの 交 町 ればならない。 外に掲げる書類2 申請 規付 村 院 定 申 長 は、 0) 頭おに わ出気 ぞの がい対 5 頭 くて、 んし、 ず、 が身 木 困体 難 他 だである。 当該交出 主務 難 \mathcal{O} で 障 ること 省令 あ害 市町力 ると そ で 町 \mathcal{O} 定を村 1 請 認他 \Diamond 疎 長 ド者 \otimes \mathcal{O} 明は、を 0 5 る P のするに 交付 れるときい む 指 書 その 類 定 を での者か した \mathcal{O} 得 足 提 な 者はい 示りか

ŋ 項 又 に 力 は ょ] 法 り 識 ド 令 識 〒の規定により当芸蔵別される特定の知 \mathcal{O} 事 項が記れ 交 付 を受け 載さ ることを れ 個 該 た 書類 交付 人 が 申 当 証 で 明する 請該あ 者 交 0 て、 の付 代申 ŧ 理 請 0) 当 人者 該 人として個で 個 て主 識 務 别 人よ事

6 申 - 請書の提出にの第三条第六項の の規定 は、 第 項 及 び 第 項 の規定による交付

準 用 する。

個 人 番 号 力 K を 交付 す 7一項の \mathcal{O} 本 人 確 認 0 措 置

+ 三条の二 法第十 七 条第 政令で 定める措置は 次に 掲

ーげ で付申請者に係る 交付申請者から、 交付申請者から、 る 住 民 票に 記 載さ れ て 1 る個人番号及 び 個

当

該

交付申請

者

に

係

る

住

民

以票に記

載

され

行う者が当該個 他 の当該書類に施された措置 項 人 が 識 別 記 事 載 ず項によ 3 れた書 り識 に ょ 類 別 0 で て、 され あ 0 る特定 て、 該 書類 写 真 \mathcal{O} の提示 個 0 人と 表示

令で定めるも 0) て主務省令 者であることを確 0 で定める措置の提示を受けることそ 記することが で 0 きるもの 他 これ として主務 に準ずる

特 定 個 人 情 報 を 提 供 することができる 住 民 基本台 帳 法 \mathcal{O} 規 定

はり定 読み、 九 条 谷えて適用する場合 四法第十二条第五項 法第十九条第七早 条の三十二第二 項合項号 で含む。)、第八の政令で定めて \mathcal{O} 規 %定その 他 主務省 第三十 条の五 務省令で定める同法ニ十条の七第一項ワの五十一の規定によ任民基本台帳法の担 法又よ規

> ま類であっ とりが 識 前 かできるものとしてト閾別される特定の個ト であっる方に掲げ 当該書類の当該書類の して主務省令で定めるもの 個人と同一の者でま; 頬の提示を行う者が当該具の表示その他の当該書類に記載された個人識別 該 書 別 個 類 事 人に施施が を確認するこれた措置の記載された措置

当 者 該 の写真が表示され、交付申請者の個人 %省令で定めるもれ、及び当該交付

 \mathcal{O} 申 請

出 に 0 Ξ 一条第六 用項 **hする。** の規定は は 第 項 0 規 定 に よる交付 申 請 書 0) 提

4

新 設

特 定 個 人 情 報を提供することが できる 住 民 基 本 台 帳 \mathcal{O} 規 定

第十 はり 定 読な、 九 第 三み、十替同 条 十条の三十二第二項の替えて適用する場合を同法第十二条第五項 で ((同 政 0) 規 含む。)、第三十条同法第三十条の五4政令で定める住民# %定その 他 主 務省 令 条十基 で定七のの台 \Diamond 第規帳 る同一定に上 法又よ規

 \mathcal{O} 規 定 とす

 \mathcal{O} 照 は 条 例 事 務 関 係 情 報 照会 一者に よる特定 個 報

法 報 ク 個 当 シ に提 当 情 人 ステ 情 ょ 該 該 報 供 ŋ 特 特 照 者 報 行うもの 0 定 定 L 会 の情 個を 者 名 個 提 報 称そ 人 使 人 の供照 情 情 用 使 の会 لح \mathcal{O} 報 報 求者 L 用 他デジ て内 す に に めに る。 係 係 はよ る 閣 る る デジ タ 電 及 本 総 法 理 ル 人 子 び 第 八に係るは · 計 算 庁令 当 大臣 タ + ル 該 九 1の使用 機 庁令 特 で 条 かって、第八 定定情 \Diamond 個 報 る 人 提 に 情 定 号 事情 供係 報 \Diamond \mathcal{O} る電 項を送信 報を保有 用 るところ 提 規 個 供 定 人識 子計 ネ に ット ょ すす別算るる符機 る ワ よ特 方情号に] n 定

例 情 事 前 務 \mathcal{O} 項 場 会 関 \mathcal{O} 関係情報提供者」場合において、E 会者による特定短 規定 は、 法 第 同 個 + と項 人九 中情 読 条 報の 4 第 「情報提: 替 九 記えるもの。提供の 提号の 規 \mathcal{O} 者 求 定 لح 」とある め に とあるのは、とあるのは、による条例事務問 す する係

く項に国十同十 い項 はに 居 兀 法 五. 5 進 同 お す 住 条 第 年 用 法 る 者 第 四法条個 等 九 第 て 法 +す 律 人 項四 準 律の項八 る 第 情 ま 所得 場 +用 条 \mathcal{O} 第 報 規第 百十 合 で 条 す 昭 を 定その る同 を含 和三 第 に 二十六号) 提 九 七 対 条 供 む。 れ項 法 +す 第 す 5 七 る に 第 他 第 + ること 主 七 0) お 年 相 号 とす 十九 + = 規 法 互 務 又の 11 定を て準用 は 律 主 省 政が 条 : 第 百 一義に る 令 令 で 条 玉 同 第 での 税 で き ょ る 法 す 兀 定 五. に 定 第 る項 +る め 関 め地 兀 同か 兀 所 る 九 す る 方 る法 一二条 号) 得税等 法第三十 5 同 若 地 税 第三 法 方 法 Ž, 第 四 0 律税等 一項ま の規は 第 の法の 九条 非 + 定 第 規 規 条 で 第 若 条課又二定昭第税は百は和 項 定 に お六し四等外九

第

地 方 法 等 0 規 定 に ょ ŋ 提 供 さ れ る 特 定 個 情 報 0 安 全 を 確

> 規 定 す

情 供 報 \mathcal{O} 照 求 は 例 事 務 関 係 情 報 照 会者 に ょ る 特 定 個 人 情 報

第二 ク 法 報 個 シス 当 に 当 提 情 人 十 提 該 ょ 供 該 報 情 特特テ定な ŋ 者 照 報 行の 会 の情 うものと 名 個 個 を 者 提 報 口称その他三個人情報の一 人 使 \mathcal{O} 供照 情 用 使 の会 用 求者 報 L しする。 て内 に め ほ は に めに ...デジ 係 項 ょ る閣本総 目 る る デジ タ及 電 法 ル び 人 理 子 第 大臣 計 当 に タ十 庁 令で 該 係 算 ル九 ふる情 特 機 庁 \mathcal{O} 条 定定 令 使 カコ 第 6 め個 用 報 で 七 る人提に事情供係 定 \otimes 報 \mathcal{O} 項 報 用 る提 る 規 とこ 個 を を 電 供 定 送 保 人 子 ネ に 信するは、 ろ ツ ょ 1 る ワ よ特 方情号に 1 定

0 情 例 事 報 前 務の照 項 場 関係情報提供者」と読み替えるもの場合において、同項中「情報提供者会者による特定個人情報の提供の求の規定は、法第十九条第八号の規定 関 会 \mathcal{O} たは、 者」とあ 求 定 0) と めに す によ 9 る い条 る のて例 準 事 用務 す関 条る係

2

項 玉 < +同 +Ê 十特 関 法 て は 居 兀 五. 5 条 同 お す 住 第 年 定 用 第 法い る 者 第 四法条個 す 九第 て 法 等 三 +律 人 る 項 四 準 律 の項 八 第 情 法 場 ま +用 所 \mathcal{O} 条 _ 第 報 まで (これらで)十条第七項になって 得に 昭和三十七 規 第 百二十六号) 合を含 + を 付に対するい機定その他が 九提 項、 条 供 む。 第 す れ号の政へ 第 三十 0) お 年 相 主 七 とす 十二条の 法 務 又 規 11 互. 九 定 律 主 省 7 は を同 令で定 $\hat{\boldsymbol{\varsigma}}_{\circ}$ 準 義 令 条 第 玉 で で定 に きる 用 第 百 税 による 五. 法 す る 項 兀 に \Diamond 関 第 + + め地 兀 同か四 所 る 九 る方 す 号) 法ら 得 同若 る 地 税 十 第三 第三 税 L 法 法方法 < 律税等 第 等 \mathcal{O} 十 項 兀 第 の規はの法の 九 ま + 非 定 第 規 規 条第 課 で 条 又 定昭定 若 税は百は和 第 六し 兀 等外九

地 方 税 法 等 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 提 供 さ n る 特 定 個 情 報 0 安 全 を 確

保するため に必要な 措 置

第二十二条 る措置とする。 法第十九条第十号の 政 令 で 定 め る措 置 は、 次 に 掲 げ

(略)

準 ず る

第二十三条 法第十 る者とする。 九 条第十二号 の政令で定める者は、 次に 掲 げ

5 五.

定 往 個 人情報の安全を確 保するために必要な措に関する法律の規定に 定により提供 置) され る

げ げる措置とする。 一十四条 法第十九条 条第十 号の 政令で定める措置 は、 次 に 掲

一 5 三 (略)

合

第

あ 十公五益 るとき 条上 オの必要がな は、 別表に掲げる公男がある場へ る場 + 五. 合とする。 号 の政令で 定 8 る公益 上 0) 必 要 が

定 個 人 情 報 0 提 供 \mathcal{O} 求 \otimes が あ 0 た場 合 0) 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 措

第二十 を求提項提め定通め供各供に個 をし 号に · 係る 人情 用 用 六 個 個 す した情報照会者の名個人識別符号、当該に掲げる場合を除さ 情報提供者が当該情報の提供の求めが 人識別符号を取 内 閣 とする。 総 理 大 臣 当該特定個人情報の項ぼき、当該情報提供者収得しているときは、 該 がは 名 1称その他デジタル庁令で定める事項特定個人情報の項目及び当該提供のでしているときは、法第二十一条第二十一条第二十一条第二十八条第二十八条第十九条第八号の規定により特 特 あ 称 項の報 報求特

> 保するために 必 要 な 措 置

第二十二条 る措置とする。 法第十 九条第九 号の 政 令で定 \Diamond る措 置 は、 次 に 掲

げ

略

0) 発行 者に準ずる

第二十三条 る者とする。 法第十 九条第十 号 0 政 令 で定め る者 は 次 に 掲 げ

5 五. 略

定個人情報の安全を確保・(社債、株式等の振替に) いするために関する法は に律 政令で定める措置に必要な措置) 提 供 3 れ る 特

第二十四条 げ る措置とする。 法第十 ·九条第 + 号 の 政 置 は、

次

に

掲

一 <u>5</u> 三 略

第二 あ 一十五五五 るとき 条 上 ・ 法第十二の必要が は 別 男十九条第十E 安がある場合) 表に掲げる場合とする。 合 . 号 0 政 今で・ 定 \Diamond る 公 益 上

0)

必

要

が

特 定 個 人 情 報 0) 提 供 \mathcal{O} 求 \otimes が あ 0 た 場 合 \mathcal{O} 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 措

第二十六 提供用個-項各1 求 提 を \otimes 定 いに係るは 個人情 8 供 通 号に を 用 す し 個 した情報照会者の名称個人識別符号、当該特に掲げる場合を除き、 情 るも 人識別符号を取得しているときは、 報 報 \mathcal{O} 内 0 提 提 閣 佐供者が当該特定供の求めがなり とする。 き、 称 特 特 あ その 定置該 定 っ法 た 場 いるときは、法第二十個人情報に係る本人に 第 四人情報の項目の情報提供者に対 他 + **%合におい** デジ 九 条 タ 第 ル 七 て、 庁令で定 뭉 1及び当 対し、 0) 当 規 該 定 め 係 該 当 提 に ふる情 条第 る 提 該 供 ょ 供情 \mathcal{O} ŋ 項 の報 二報求特

2 供 に人情 用 当 の内 個 該 げ 別 る場 人 情 供 供 行号を取得、 識 報 者 の理 報提供者が が求 別 大 符 号 該がは を取得が当該 き、 して 定 つ法 た第 当い個 該 特 な 人場 L + 情 て 定 提 合 11 九 とき 個 報 供 に 1 1人情報 作に係 な \mathcal{O} お 求は 11 旨 て、 る \otimes 号 にほほし 本人に を 法 0 第二 通 当 規 係る本人に係る情報に会者に対 知 該 定 がするも 一十係る供 日報照会者に対応供の求めに係により特定個-のとす る報対各用係人 提し号個る

4 · 会 号 報 のの 内 い提 閣 対ず供総 対し、その旨ないの求めがある。 すった第 を 通 とき合れ 知 す さは、おは、お Ś 条 お第 ŧ の当 い八 て、 該 と 号 す 提 0) っ る。 供法規 伝第二十一条第二項規定により特定個-0 求 め を た 情 報項人 照各情

3

略

5

七益 条 上 あ 五場 合

第

にる 法同十公 0 第条十第 11 て 第 九七のの 準 用条に、要 る。 十お第が 五. 11 号て十る の準 条 政 用 以令で定める公共 所する場合を含む 米の規定は、法算 公益上の必要があると含む。) において準甲法第二十一条の二第五定の準用) と用五 きす項

は 一報報第 項 のの九 提 号 九 第 供 供の条十 に 規 \mathcal{O} の九 六 項 求め · つ 条 定 条第九号 及び 条に いて準見 及 ょ て項 び条 第 る お 準中い 兀 用 + o用 て す例 例 六 規 項 準 中 る 事 条 す 第二十一条の「第二十一条で」との場合にお 第 事 定 る 務 務 かに よる 法 関 関 6 係情 第 係 前 二条十の 情 第 条 特 - 一条第二 報提 第二十一 五. 報 ま定 十一条の一条の 照での 項 で個 お出れ 人 云者による特定知の規定は、法第-の規定は、法第-لح 者による特定 条第二 一項各号」 て、 あ 項 とあ 第二 るの 第二十 のは「第二一項」と、 項各 とあ る のは「とのは」とのは「とのは」とあるのは「とののは」とののは「とののは」といいている。 + 九

> 2 ` 1C 供 人情 識 掲 用 当 報 の内 個該 別 略 げ 提 る 人情 符 供 供 人識別符号を取得していたの場合を除き、当該符号を取得していた 者 の理 が求大 当め臣 該がは 特あ、定っ法 た第 い 個 L な 人 場 + 定提 情 て 合 11 九 た個人情報に係え症供の求めをしたいときは、法第1 12 1 報 条 ない に お 係 11 ,旨を通 て、 る 私に係る本した情報 本 \mathcal{O} 第二十 当 規 該 定 知 す 提に くる も 人報に照 る 供 ょ 照 のり 第二 係 会 報 求 特 \mathcal{O} め定 に個 人 提 し号個 る 情

・ 会 号 報 6 者 の の \mathcal{O} 内 にい提 閣 対ず 供 総 しれの理 か求大にめ臣 っぽを通知するもに該当するときは、当な、法第十九条第七5 そ において 当該 とする。『該提供の思定 て、 第二十 0) 求 め り条 特 第定 た 二個 報項人 照各情

4 3

略

5

第 にる る(一一(0 第 11 条 七益 て十 第条上 準九七のの 用条項 必 ・ 第二十五条 ・ 第二十五条 ・ 第二十五条 す る。 パする場定の規定 令 で ⇒場合を含む。)にお、定は、法第二十一条のっる規定の準月 要がい条 て あ 準 第 る 用五 きす項

二第十二 ゛は 報 報 第 第二十六 項、 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 提 七 号 九 第 第二 供供の規 供の条 + \mathcal{O} 条 七十 \mathcal{O} 九 に 条六項つ 求 定 条 中お第条及い 第八 めに 米において準界及び第四項中 及び条 よる条例 準用 号 て項 準中「 一十六規 $\overline{+}$ する。 例 たする法第二十一条の二第二項 第二十一条の二第二項 事 事 条 定 務 務 かに この 第二十一条 関 関 らよ 係 係 前 る 情 情 場 条 一合に、 報提: 報照 ま定 で個 第二 お供 会の人 一二条項 い者 者規情 て、 あ 項 に に 定報 <u>ر</u> ح 第二 第二 よる よる、提の提 各 る 号 第二 特法供 項 あ項 特 は 場各号」と 一十六条第 一十六条第 のの 定第 る + は

みの法第替は第二 お条六 不の三中 11 「第二十六条において二十二条第一項」と、 て えるものとする。 十二条第一 潍 用する法 1 |条第一項」と、前条中「第二十三条第一項」とある《第一項」とあるのは「第二十六条において準用する『第二十一条の二第八項」と、第二十八条中「第二十一条の二第八項」とあるのは「第二十六条に、て準用する法第二十一条の二第五項」と、第二十七 7 準 用する法第二十三条第一 項」と読

定 都 市

第 項第四 لح 七 +す 三条 条 第 一項及び第三項、符法第四十三条第 第八条第三、一項の政令でに対する治の 二項並びに附則第三条第7令で定める法の規定は、H法の適用) 第三 法

2 下の市の 十 地 九 方自治法 第 定するに の規 和 す ź。 + 定 中 指 法 \mathcal{O} 定年 同 規 都 法 表 表の中欄に掲げる字句は、見規定を適用する場合には、な都市(次条において単に「監法律第六十七号)第二百五十 は、次の五十二名 同 表の定 の表都条

2

	(略)	(略)	(略)
)	
		村長」という。	
		て「住所地市町	
		二第三項におい	
		びに第十八条の	
七項において同じ。)	び 第-	項及び第七項並	
の市長をいう。次項及	る市	市町村の長(次	
る住民基本台帳を備え	てい	本台帳を備える	
長(その者が記録され	地市日	れている住民基	項
地区長を経由して住所	住所	その者が記録さ	第十七条第四
	(略)	(略)	(略)

み替えるものとする。のは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項法第二十二条第一項」と、前条中「第二十三条第一項第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において 条 お 六 11 \mathcal{O} 条 て準 に 中おっい - 二条第一項」と、前条中「第二十三条:「条第一項」とあるのは「第二十六条に-用する法第二十一条の二第八項」と、::- - 「第二十一条の二第八項」とあるのは て 準 用 元する法 第 + -一 条 0 二第 五. は 項 第二十八条中は「第二十六条に **第一項」と読**一項」とあるいて準用する + 一 に 七

指 市 対

第

項とする 兀 +三定条都 第一 る 一項及び第三項、第二年の区及び総合区に対 項の 八条第三項 の政 第三項並び!殴令で定める法の適用) にる 附法 則の 第三 規 定 条は 第 三法

下の市の 上 十 地 欄に 九第 方自 と いう。 げ 掲 治 ける字句とする。 掲げる法の規定中見り。) について法の一項に規定する指字 の定年 同 規都法 表 0 定 市 律 定を適用する場合には市(次条において単に律第六十七号)第二五 中 欄 に掲げ る字句 はに百五 五. + = 次 指 表の 定 の表都条

(略)							項	第十七条第四	(略)	7 1 1
(略)	う。)	市町村長」とい	おいて「住所地	項及び第七項に	市町村の長(次	本台帳を備える	れている住民基	その者が記録さ	(略)	
(略)				び第七項において同じ。)	る市の市長をいう。次項及	基本	地市長(その者が記録され	住所地区長を経由して住所	(略)	

第 総附四 欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる規定中同 指定都市についてこの政 総合区長に適用する。 附則第二条第二項の規定中 四十四条 指定都市におい 定おらい区 -市長に関する規定は、市の区長及びては、第二条、第七条、第九条及び[に対するこの政令の適用]

2 欄 表 同政 表令のの 中欄に掲げる字句は、一規定を適用する場合に 同は、 表 の次 下の

(略)						1	احدا						املما			1	Enter 1		
略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (他) (他) (他) (他) (他) (他) (他) (他) (他) (他	(略)					項					第十三条第四					項		(肖る)	(略)
略) 削る) 削る) 削る) 削る) 削る) 削る) 所地区長及び住所地市長 所地区長及び住所地市長 所地区長及び住所地市長 所地区長を経由して当該 所地区長は、病気 第十五 を	(略)	その	所地市町村		かかわらず、		所地市			当該市町村の	住所地市町村長	; ;	住所地市町村長	所地市町		(住所地市町村	所地市町村	(肖で)	
	(略)		所地区長は、	曲し	かわらず、住		所地市長は、	の	区(総合区を含む。第十五	し	住所地市長	l i	所	住所地区長及び住所地市長			所地区長及び	(肖 8)	(略)
								•			•	•			•				
											百 笋								

第 総 附 四 用

中欄に掲げる字句は規定を適用する場合 は、合に 同は、 の 次 下 の

表

2

欄 表

(略)					項	第十三条第三					第十三条第二			項	第十三条第一	項 第十二条第二	(略)
(略)	は、その者	住所地市町村長		かかわらず、	は、病気	住所地市町村長	同項の			当該市町村	住所地市町村長		住所地市町村長	に	住所地市町村長	市町村長が	(略)
(略)		住所地区長は、その者	経由して	かかわらず、住所地区長を		住所地市長は、病気	前項の	条第三項において同じ。)	区(総合区を含む。第十五	しし	住所地市長	; ;	住所地市長以外	地市長に	住所地区長を経由して住所	市長が住所地区長を経由し	(略)

欄に掲げる字句とする。 横に掲げる字句とする。 本の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は を正確市についてこの政令の規定を適用する場合 総合区長に適用する。 総合区長に適用する。 総合区長に適用する。 総合区長に適用する。 においては、第二条、第七条、 の規定中市長に関する規定は、市 条適 市の区長五米、第九条五

及 び び

		-
		_
		-

- 11 -

 \bigcirc (抄) (第二条関係) (投) では一番関係の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百四十九号)では手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百四十九号)

(傍線の部分は改正部分)

(後略) (後略) (後略) (後略)	第四十四条第一項中「第九条及び」を「第九条、第二十七条の二第 一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第 「第十三条第四」(住所地市町村長) 住所地区長を経由して当該区 「中略)	改正案
(後略) (後略) (後略) (後略)	(前略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略) 「中略)	現